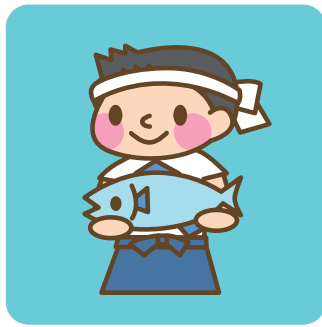




事業者のためのがん治療と 仕事の両立支援ハンドブック



事業者による就労支援の必要性



現在、日本人の2人に1人ががんにかかり、そのうち3人に1人が働く世代であるといわれています。がんは加齢とともに罹る可能性が高まるため、高齢化の進展や定年の延長化を背景に今後は事業場において、がんを経験する労働者が増えることが見込まれます。

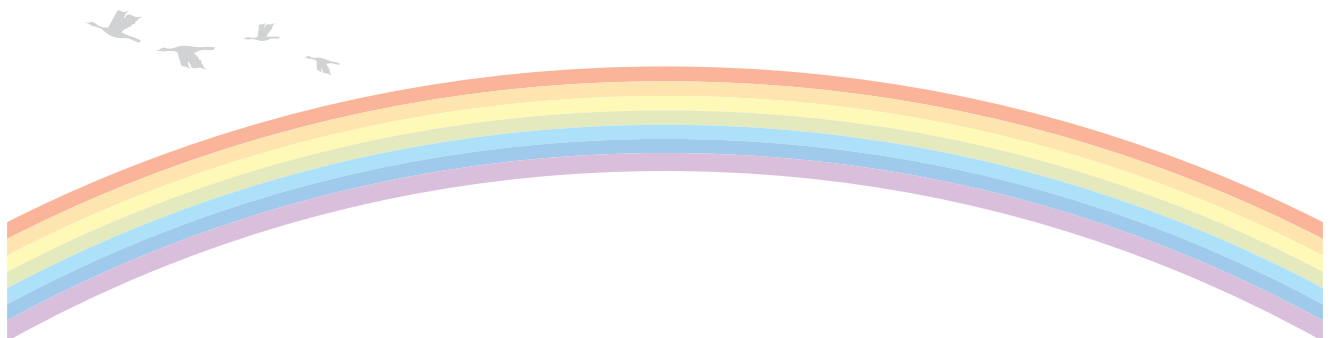
一方で医療技術の進歩により、仕事をしながら治療を続けることができる患者が増加しています。しかしながら、診断を受けた時点で就業していた人の3人に1人が退職や解雇により就労環境を失ったとの調査結果もあり、就労可能ながん患者やがん経験者が働き続け、又は復帰することができる環境の整備が求められています。

このように、がんを経験する労働者が増える可能性が高まる中、労働者ががんになった際の対応が企業経営を行う上でも重要な課題となっています。貴重な戦力である人材を最大限に活かすためには治療をしながら働き続けられるよう、労働者に対する就労支援に取り組む必要があります。

また、平成28年12月に改正されたがん対策基本法においては、このような背景から“事業主の責務”として「がん患者の雇用の継続に配慮するよう努める」ことが追加されました。さらに、労働契約法では事業主が労働者の安全に配慮する義務やがんを理由とした一方的な懲戒や解雇は原則禁止と定められています。

がん患者が治療をしながら働き続けるためには、事業者を始め周囲の人たちの理解のもと、柔軟に働ける環境づくりと就労支援を受けられる社内風土を築くことが重要です。適切な就労支援により、企業はコストや損失を最小限に抑えることができるなど、経済的なメリットがある上、事業場の雰囲気にもいい影響が出るなど、プラスの効果が生れます。

がん患者はがんと診断されたことによる不安はもちろん、治療が進む中でも将来の見通しやがんの再発、経済面などさまざまな不安に直面しています。企業としてがん患者を支援することは法的根拠に基づいている他、企業のメリットとともに社会貢献としての大きな意義があると考えます。

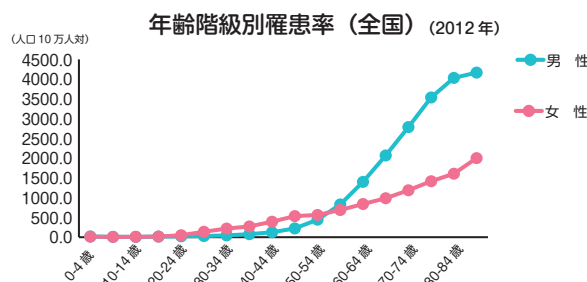


知っておきたいがんの基礎知識



●がんに罹^{かか}ることは普通のことです。

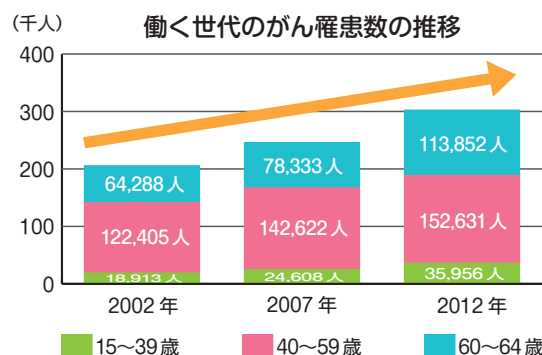
生涯のうち日本人の2人に1人ががんに罹るといわれています。男女とも50歳代くらいから罹患が増加し、30歳代後半から40歳代では男性よりも女性でやや多く、60歳代以降は女性よりも男性で顕著に多いという特徴があります。



出典：国立がん研究センターがん対策情報センター「がん登録・統計」（全部位、上皮内がんを含む）
※年齢階級別罹患率：年齢階級別に算出したがんの罹患率。
例えば「40～44歳人口10万人のうち何人罹患したか」で表現される。

●働く世代のがん患者が増えています。

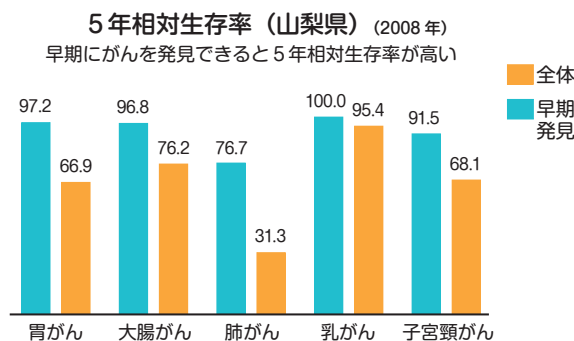
右図のとおり働く世代（15歳～64歳）のがん患者数は年々増加傾向にあり、がん患者の3人に1人が働く世代であるといわれているため事業者にとって他人事ではありません。



出典：国立がん研究センターがん対策情報センター「がん登録・統計」（全部位、上皮内がんを含む）

●がんは不治の病から治る病気、長くつきあう病気になりました。

がんの5年相対生存率（※）は医療技術の進歩と共に向上しており、現在約60%です。がんが発見されたときの状況にもよりますが、検診等で早期に発見された場合、5年相対生存率はより高くなり、がんは治すこともできるようになり、長くつきあう病気になりました。また、入院治療よりも通院治療が主体となってきたため、個人差もありますが以前より格段に治療と職業生活の両立が可能となり、仕事に復帰できる人が増えてきています。



出典：国立がん研究センターがん対策情報センター「がん登録・統計」

※5年相対生存率：がんと診断された場合に、治療でどのくらい命を救えるかを表した指標。がんと診断された人のうち、5年後に生存している人の割合が日本人全体で5年後に生存している割合に比べてどのくらい低いかで表す。

●がんの治療方法は罹患部位や進行度によってさまざまです。

がんの治療は手術療法、薬物療法、放射線療法をそれぞれ単独で、あるいはいくつかを組み合わせた方法で行われます。治療方法や治療後の経過はがんの部位や進行度によって異なります。

（1）手術療法

がんを外科的に切除する方法です。がんの病態や手術の方法により入院期間は大きく異なりますが、

最近では技術の進歩に伴い入院期間が短くなる傾向にあります。術後の回復が順調であれば、退院して通院治療で経過をみることも一般的になってきています。しかしながら、必ずしも「退院＝完治」ではないことを心にとめておいてください。

(2) 薬物療法

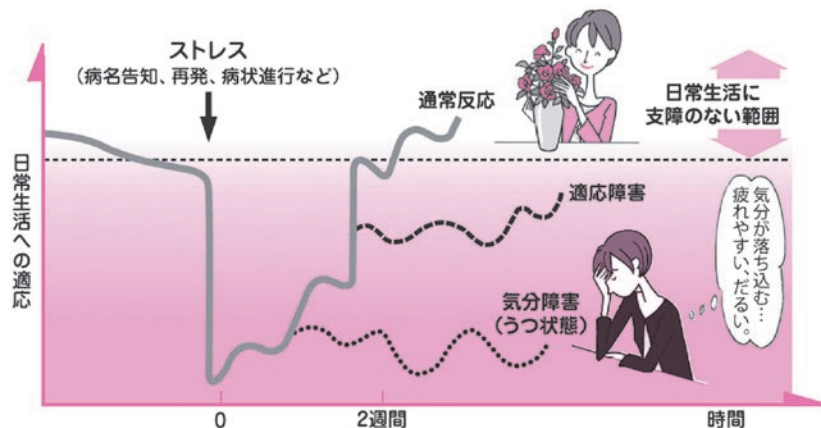
化学療法（抗がん剤治療）、ホルモン療法（内分泌療法）等が含まれます。薬物を使ってがん細胞の増殖を抑える治療です。薬を投与する期間や周期を決めて、入院あるいは外来で治療を行い、効果と副作用の様子をみながら継続します。

(3) 放射線療法

放射線を照射することによって、がん細胞が消滅したり増殖が抑えられます。通常、毎日照射する必要がありますが、1回あたりの治療は短時間で終了しますので時間単位の年次有給休暇などを有効に活用することで対応が可能です。

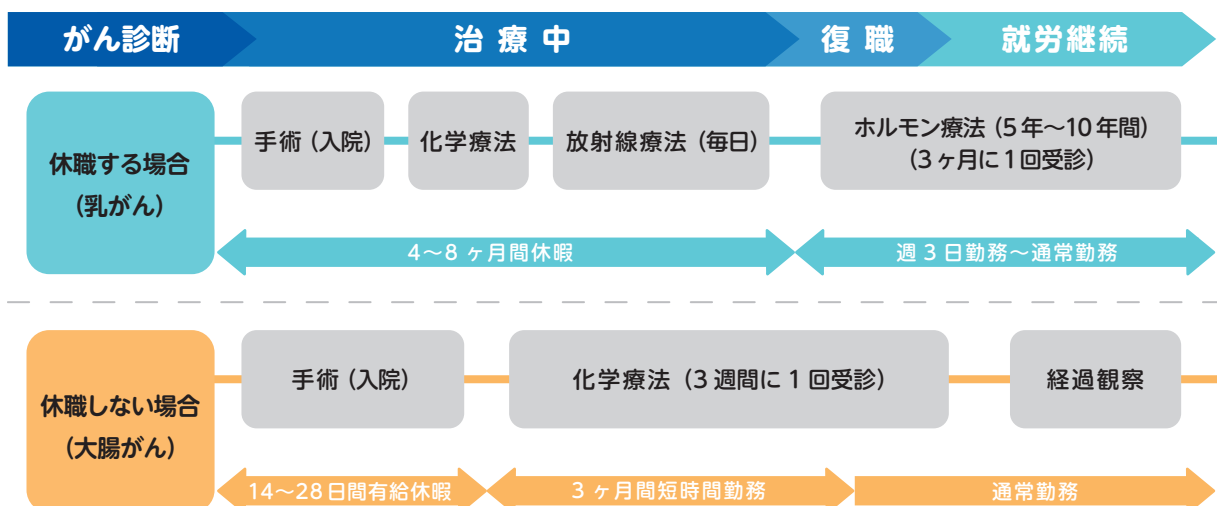
●心身への影響も出現します。

がんと診断された方の多くは大きな精神的打撃を受けるため、メンタルヘルスの不調につながる場合があります。数週間で回復することが多いと言われてはいますが、症状が長引き日常生活に支障が続く場合、医師や臨床心理士等の専門家によるアドバイスが手助けになります。



出典：国立がん研究センターがん情報サービス「患者必携 がんになったら手にとるガイド 普及新版」

《治療と働き方の例》



※ここで提示するものはあくまで一例です。実際は個々のがんの状況により経過は異なります。

治療と職業生活の両立の実現に向けて



《事業者が知っておくべきポイント》

治療と職業生活の両立の実現にはがん患者と事業者が緊密にコミュニケーションをとりながら、それぞれの状況に応じて対応していくことが重要ですが、その上で注意が必要なポイントを紹介します。

●個人情報についての配慮が必要です。

治療と職業生活の両立支援を行うためには、症状や治療の状況等に関する情報が必要となりますが、これらの情報は個人情報であることから、事業者が本人の同意なく取得してはなりません。また、取扱者の範囲や漏洩の防止を含めた適切な情報管理体制の整備が必要です。

●退院してもしばらくは通院治療が必要です。

手術を終えて退院しても、通院しながら薬物療法や放射線療法を続けたり、定期的な受診をして検査をする必要があります。事業者は退院が完治を意味することではない点に留意し、治療や定期検診の受診に必要な時間を確保できるように配慮する必要があります。また、退院後は治療の副作用等の影響で免疫力や体力が落ちていることがありますので留意が必要です。

●副作用等の症状には個人差があります。

見た目にはわからない副作用が続くこともあるので、本人のみならず事業者も様々な可能性を念頭に置き生活や仕事にどのような影響があるか、状況に応じた対策を考える必要があります。

●がんは長くつきあう病気です。

がんの経験者は再発の不安を絶えず抱えながら生活しています。また、乳がんの治療で乳房を切除したり、大腸がんの治療のために人工肛門を設置した場合などは、日常生活に不都合があったり、精神的な喪失感が長く続きます。社会生活が元に戻っても、完全に治療前の状態に戻るわけではないことを事業者も留意しましょう。

●少しの配慮でできることがたくさんあります。

上司や同僚からの「困ったことはない？」といった声掛けひとつで、不安が和らぎ、精神的負担が軽くなる場合があります。また、重いものを持たせないなどの配慮をしたり、腸や泌尿器系のがん治療の影響により頻繁にトイレに行く必要がある場合にはトイレに近い席にするなど、少しの工夫をすることで格段に働きやすい環境をつくることができます。

●治療と職業生活の両立支援には関係者間の連携が重要です。

一部の関係者だけでなく、労働者に関わる全ての関係者が必要に応じて連携することで、より適切な支援が可能となります。

《連携が必要な関係者》

- ・ 事業場の関係者（事業者、人事労務担当者、上司・同僚等、労働組合、産業医、保健師、看護師等）
- ・ 医療機関関係者（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカー等）
- ・ 事業者や労働者を支援する関係機関や関係者（産業保健総合支援センターや社会保険労務士等）

《両立支援を行うための環境整備の実施（※）》

※「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月厚生労働省）（一部引用）：巻末掲載

①事業者による基本方針の表明と従業員への周知

両立支援の基本方針や事業場内ルールを作成し、全ての労働者に周知することで、治療と職業生活の両立を実現しやすい職場風土を築きあげるとよいでしょう。

②研修等による両立支援に関する意識啓発

全ての労働者ががん経験者やその同僚となり得る可能性があるため、研修等を通じて意識啓発を行いましょ。



③相談窓口の明確化

両立支援は、労働者からの申出を基本とします。安心して相談・申出を行えるよう、相談窓口等での対応や情報等の取扱いを明確化しましょう。また、申出を行いやすい雰囲気作りも重要です。

④関係者間の円滑な情報共有のための仕組みづくり

就労継続の可否や必要な就業上の措置などに関しては、治療の状況、心身の状態及び就業環境等を踏まえて主治医や産業医等の医師の意見を参考に対応を行う必要があります。労働者の就業状況等の情報を医師へ提供するための様式や医師の意見を求めるための様式を作成しておくといよいでしょう。

⑤両立支援に関する休暇制度、勤務制度の整備例

事業場の実情に応じて柔軟な休暇制度・勤務制度を検討、導入することが望ましいといえます。

休暇制度

◇時間単位の年次有給休暇

労働基準法上、年次有給休暇は1日単位が原則であるが、労使協定を結ぶことで1時間単位（1年で5日分までが上限）も可能。

◇傷病休暇、病気休暇

事業者が自主的に設ける法定外の休暇であり、年次有給休暇とは別に治療のための休暇を与えるもの。

勤務制度（事業者が自主的に設ける勤務制度）

◇時差出勤制度

始業・終業時刻を変更することで体に負担のかかる通勤時間帯を避けて通勤するなど、個別の対応が可能。

◇短時間勤務制度

療養中、療養後の負担を軽減すること等を目的として、所定の労働時間を短縮する制度。

◇在宅勤務（テレワーク）

パソコン等を活用して自宅で勤務する。通勤による身体への負担を軽減することが可能。

◇試し出勤制度

長期間休業していた労働者に対し、復職支援を目的として勤務時間や日数を短縮した試し出勤等を行うもの。復職や治療と職業生活の両立に不安を感じている労働者や受入に不安を感じている事業場関係者にとって、試し出勤制度によってならしていくことで円滑な就労に向けての準備を行うことが可能。

《両立支援の進め方について（※）》

治療と職業生活の両立支援の流れを以下に例示します。

※「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月厚生労働省）（一部引用）：巻末掲載

①労働者が必要な情報（※）を事業者へ提出。

※症状、治療の状況、退院後や通院治療中の就業継続の可否、就業に際しての希望、その他配慮が必要な事項に関する意見等

②事業者が労働者の情報を提供し、産業医等の意見を聴取。

③事業者がさまざまな情報を勘案し、就業上の措置等を決定・実施。

（注）検討にあたっては、がんに罹患していることで安易に就業を禁止するのではなく、主治医等の意見を勘案した上で、配置転換や就業時間の短縮も視野に入れて、就業上の機会を失わせないことが重要。

《就業継続が可能な場合》

④体調が悪化することがないように配慮して、就業上の措置等を行う。

必要に応じて具体的な措置や配慮の内容、スケジュール等をまとめた計画書を作成することが望ましい。

《長期の休業が必要な場合》

⑤休業開始前・休業中のフォローアップを事業者が行う。主治医や産業医等及び本人の意見等を勘案し、職場復帰の可否を事業者が判断する。また、復帰後の就業上の措置及び治療に対する配慮の内容等を事業者が検討・実施する。

《特殊な場合の対応について》

●治療後の経過が悪い場合

治療後の経過が悪く、治療と職業生活の両立が困難な場合は、労働者の意向も考慮しつつ、主治医や産業医等の意見を求め、就業継続の可否について慎重に判断する必要があります。主治医等が労働のため病状が著しく増悪する恐れがあり就業継続は困難であると判断した場合には、事業者は就業禁止の措置をとる必要もあります。

●がんが再発した場合の対応について

復帰後にごがんが再発する可能性も考慮して両立支援を行うことも重要です。再発した際には、改めて個人や職場環境の状況に合わせて就労継続の可否や、必要な就業上の措置などについて検討しましょう。

《経済面での問題への対応について》

療養生活をサポートするための公的制度の一つとして「傷病手当金」があります。公的医療保険の被保険者が、病気やケガのために就業できなくなったときに支給される手当金のことをいい、本人およびその家族の生活費として支給されます。申請手続きは事業者経由で保険者（協会けんぽ、健康保険組合）に行います。

がん治療を続けていく際には、多額の医療費負担が必要となり、経済面での不安は計り知れません。事業者は「傷病手当金」や「高額療養費制度」など活用可能な情報を労働者に伝えるようにしましょう。



山梨県内の相談窓口一覧



独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター

産業保健に関する問題について、専門スタッフが窓口または電話で相談に応じ、解決方法を助言します。また、必要に応じて個別訪問支援も行います。

受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日を除く） 電話番号：055-220-7020

※電話相談については9時～17時 ※窓口相談・個別訪問については予約制

山梨県社会保険労務士会 総合労働相談所

労働問題全般に関する相談に、社会保険労務士が無料で対応します。

受付時間：9時～17時（土日祝日を除く） 電話番号：055-244-6064

※相談については予約制

山梨労働局管内 総合労働相談コーナー

労働者、事業主からの労働問題に関するあらゆる相談を、専門相談員が、面談あるいは電話で対応しています。

◎山梨労働局総合労働相談コーナー（山梨労働局内） 電話番号：055-225-2851

◎甲府総合労働相談コーナー（甲府労働基準監督署内） 電話番号：055-224-5611

◎都留総合労働相談コーナー（都留労働基準監督署内） 電話番号：0554-43-2195

◎鵜沢総合労働相談コーナー（鵜沢労働基準監督署内） 電話番号：0556-22-3181

※受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センター

がん専門相談員としての研修を受けたスタッフが信頼できる情報に基づいて、がんに関する質問や相談に対応しています。相談無料でその病院に通院していなくてもどなたでも利用可能です（予約不要）。

がん診療連携拠点病院等	電話番号	受付時間
山梨県立中央病院	055-253-7111（内3912・1214）	9:30～17:00（土日祝を除く）
市立甲府病院	055-244-1111（内1182）	8:30～17:15（土日祝を除く）
山梨大学医学部附属病院	055-273-9872（直通）	8:30～17:15（土日祝を除く）
富士吉田市立病院	0555-22-4111（内3104）	8:30～17:15（土日祝を除く）
山梨厚生病院	0553-23-1311（内2012）	9:00～17:00（土日祝を除く）

山梨県がん患者サポートセンター

県が公益財団法人山梨県健康管理事業団に委託して設置する「がんの総合相談窓口」です。医師、保健師・看護師及びピアサポーター（がん経験者）が、患者や家族の悩みや不安への相談に応じています。

相談員	電話番号	受付時間等
医師	055-227-8740	面談のみ：不定期（要予約）
保健師・看護師		電話相談：9:00～17:00（土日祝日は除く）
		面談：毎週火曜日13:00～17:00（要予約）
ピアサポーター	面談のみ：毎週火曜日13:00～16:00（要予約）	

治療と職業生活の両立に向けた資料の紹介



職場で活用するのに役立つ資料を紹介します。

● 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

<<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000116659.pdf>>

治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものです。

出典：厚生労働省「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」



● 企業のための「がん就労者」支援マニュアル

<<http://cancer-work.ncc.go.jp/tool/>>

がんと診断を受けた従業員を支援するときに生じるさまざまな課題に向け、事業所として対応する際の一助になるよう作成されたものです。それぞれの立場の方が「できること」から始めていただく、という趣旨で作成されたマニュアルです。

出典：「厚生労働省科学研究費補助金がん臨床研究事業（課題番号:H22-がん臨床—一般—008）研究班（代表 高橋都）」

● がんと仕事のQ&A

<http://ganjoho.jp/data/public/qa_links/brochure/cancer-work/cancer-work.pdf>

厚生労働省の研究班が実施したアンケートを基にして作成されました。体験者からのアドバイスやコラム、役立つ資料を作成しています。患者と家族向けの冊子ですが企業関係者にも役立ちます。

出典：国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報サービス「がんと仕事のQ&A」



● 治療を受けながら安心して働き続けることができる職場づくり

<<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000088932.pdf>>

厚生労働省では各企業の取組方策をマニュアルとしてとりまとめるモデル事業を実施しました。モデル事業参加企業における「治療と仕事の両立」支援に関する検討結果を紹介しています。

出典：厚生労働省「治療を受けながら安心して働き続けることができる職場づくり」

● 患者必携 山梨県がんサポートブック

<<http://www.ych.pref.yamanashi.jp/gaiyo/files/supportbook.pdf>>

がんと診断されて間もない患者さんの思いに寄り添い、支えることの助けとなることを目指して、「信頼できる情報で、わかりやすく、役立つもの」をまとめた冊子です。

出典：山梨県がん診療連携拠点病院連絡協議会、山梨県「患者必携 山梨県がんサポートブック」



この冊子に関するお問い合わせ先

山梨県福祉保健部健康増進課【がん対策推進担当】

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 TEL：055-223-1497 FAX：055-223-1499



事業者のためのがん治療と仕事の両立支援ハンドブック

発行：山梨県

編集・製作：山梨県、地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院、
独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター、
山梨県社会保険労務士会、山梨労働局

発行日：平成 29 年 3 月